

2018 年 7 月 11 日

関 係 各 位

マネックス証券株式会社

マネックスポイントからの「平成 30 年 7 月豪雨災害」への 義援金受付開始

「平成 30 年 7 月豪雨災害」により、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

マネックス証券株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：松本大、以下「マネックス証券」）は、このたび西日本を中心とした「平成 30 年 7 月豪雨災害」で被害を受けられた皆さまに役立てていただくため、下記内容にて「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」への義援金受付を開始しました。

お客様より義援金として交換申請いただきましたマネックスポイントに相当する金額を「マネックス証券口座保有者有志一同」名義で、マネックス証券が日本赤十字社へ責任をもって送金し寄付いたします。また、マネックス証券では、災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様への支援として、下記の通り、便宜を図らせていただいております。一刻も早い被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

■義援金の寄付

日本赤十字社の義援金窓口

※本寄付については、日本赤十字社を通じて全額が被災県に設置された義援金配分委員会へ届けられます。

■ マネックスポイントによるお客様からの「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」への寄付 手順

マネックス証券ウェブサイトログイン後、「保有残高・口座管理」→「マネックスポイント」→「ポイントを使う」画面内、「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」より、寄付するポイント数の指示を行っていただきます。

- ・ 寄付単位：1 マネックスポイント（1 円相当）から寄付が可能です。
（例）500 ポイント（500 円相当）を寄付されたい場合、注文数量に 500 と入力してください。
- ・ 交換期限：2018 年 8 月 31 日（金）まで
マネックス証券ウェブサイト（<https://www.monex.co.jp/>）よりお申込み下さい。

■ 義援金のご報告について

日本赤十字社「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」への送金後（9 月初旬頃）、お客様からポイント交換申請いただきました義援金総額を当社ウェブサイト上でご報告いたします。

■ 寄付にあたってのご注意

- ・マネックス証券では、マネックスポイント以外での義援金は受付けておりませんのであらかじめご了承ください。
- ・義援金は、「マネックス証券口座保有者一同」名義で一括して寄付するため、領収書の発行および寄付金控除の対象にはなりません。

■ 災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様への支援

災害救助法適用地域にお住まいのお客様に対し、以下のような可能な限りの便宜を図らせていただいております。

- ・お預かり有価証券のご売却
- ・その他のご要望・お申出に対する十分な配慮
- ・届出印喪失の場合における可能な限りの便宜措置（法人のお客様）

災害救助法適用地域一覧はこちらをご参照下さい。

https://info.monex.co.jp/news/2018/20180709_04.html

【マネックス証券株式会社について】

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会